

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

介護保険最新情報

今回の内容

介護保険制度における所得指標の取扱いについて

計2枚（本紙を除く）

Vol.1200

令和6年1月19日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願います。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 2937,2260)
FAX : 03-3503-2167

事務連絡
令和6年1月19日

各都道府県
市町村 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険制度における所得指標の取扱いについて

日頃より、介護保険行政の適正な運営に尽力いただき、御礼申し上げます。

介護保険制度における所得指標のうち、平成30年度税制改正（令和2年分以後の所得税等について適用。以下「税改」という。）による影響を受けるものの取扱いについては、「平成30年度税制改正に伴う介護保険制度における所得指標の見直しについて」（令和2年12月25日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）においてお示ししているところです。

今般、これらの所得指標について、第9期計画期間以降における取扱いに関する照会が寄せられていることを踏まえ、その取扱いを下記のとおりお示します。各都道府県におかれましては御了知いただきますようお願いいたします。

記

1. 第8期計画期間における取扱いが継続しないもの

市町村民税課税に関する保険料所得段階（保険料段階第6段階以上）の算定については、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合であっても、当該給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除する対応は不要であること。

※ 介護保険法施行令附則第23条は、第8期計画期間（令和3年度分から令和5年度分まで）の市町村民税課税者に関する保険料に係る所得についての特例措置を規定したものであり、当該規定による特例措置は、第9期計画期間以後（令和6年度分以後）の保険料に継続しないため。

※ 第8期計画期間においては、基準所得金額を税改前の所得（令和2年度に実施した調査によって把握した令和元年分の所得）を基準として設定しており、税改を踏まえて所得が増加した第1号被保険者について、従前の保険料段階よりも段階が上がり負担が増加し得ることによる意図せざる影響を遮断するため、当該規定による特例措置を講じている。一方で、第9期計画期間以後においては、基準所得金額を税改後の所得（本年度に実施した調査によって把握した、当該規定による特例措置を講じる前の令和4年分の所得）を基準として設定しており、第8期計画期間のような意図せざる影響が生じないため、当該規定による特例措置は継続しない。

2. 第8期計画期間における取扱いが継続するもの

次の(1)から(5)までに掲げる算定については、税改を踏まえ、介護保険関係法令の本則について改正を行っているところであり、第8期計画期間と同様に、以下のⅠ又はⅡに示すとおりの対応を行う必要があること。

- (1) 利用者負担割合に係る所得の額の算定（介護保険法施行令第22条の2第1項） 以下Ⅰ及びⅡのとおり対応
- (2) 高額介護（介護予防）サービス費に係る所得段階の算定（介護保険法施行令第22条の2第1項） 以下Ⅰ及びⅡのとおり対応
- (3) 市町村民税非課税者（保険料段階第1～第5段階）に関する保険料所得段階の算定（介護保険法施行令第22条の2第4項） 以下Ⅱのとおり対応
- (4) 特定入所者介護（介護予防）サービス費に係る所得段階の算定（介護保険法施行規則第83条の5、第97条の3） 以下Ⅱのとおり対応
- (5) 特定入所者介護サービス費における課税層の特例減額措置の判定（介護保険法規則第83条の5第1項第4号イ） 以下Ⅱのとおり対応

Ⅰ 合計所得金額

当該合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から10万円を控除する（控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とする）。

Ⅱ 公的年金等収入金額+その他の合計所得金額

ア 所得金額調整控除②の適用がある場合 その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額に所得金額調整控除②の額を加えて得た額から10万円を控除する（控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とする）。

イ 所得金額調整控除②の適用がない場合 その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額から10万円を控除する（控除後の額が0円を下回る場合は、0円とする）。

※ 所得金額調整控除②とは、その年の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額（以下「給与所得控除後の給与等の金額」という。）及び公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額（以下「公的年金等に係る雑所得の金額」という。）がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額（給与所得控除後の給与等の金額が10万円を超える場合には、10万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（公的年金等に係る雑所得の金額が10万円を超える場合には、10万円）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する対応を指す。